■ 種　別 ：個人
■ 役　職 ：米国公認会計士
■ 氏　名 ：布津　陽一郎

■コメント：

適用指針　54 項のくだりで「自らの責任で使用し、必要に応じて時価としての妥当性の判断も行うこととされている」とあるが、必要性は常にあると認識しているため、「必要に応じて」の文言は無い方が当事者にとっての責任についての自覚を促しえるのではないかと思う。